認定事務の流れ 事務担当者の役割 ・所属長は速やかに任命権者に報告 ・公務・通勤災害の認定基準に該当するかを検討 被災職 員 医療機関 ・医療機関に公務・通勤中の事故である旨を説明し、治療費 の請求を一時保留してもらうように依頼 (原則として共済 組合員証等は使用しないように) 認定請求書の作成 ・制度・認定基準等をよく説明のうえ、被災職員に請求の意 思があるかを確認 ・認定請求に必要な用紙を被災職員に交付(医療機関からの 診断書は傷病名、初診日及び療養見込み期間を記入しても らうように指示) ・事実の調査、書類を整備のうえ、所属長の証明を付す 所 属 任命権者 ・事実の確認、書類を調整のうえ、任命権者の意見を付す 脳・心疾患、精神疾患、その他 支部では判断困難な事案は本 部協議を要する。 基金北海道支部 基金本部 ・審査・認定後「認定通知書」は任命権者を経由して送付 被災職員

- 1 所属、任命権者及び基金北海道支部とも行政手続法との関係により、迅速な事務処理が求められています。
- 2 再発・傷病名追加の認定請求の場合も同様の流れとなります。